

No. 14

制 度 名	後期高齢者医療調整交付金	主管課名	保健政策課・医療福祉 G					
		問合せ先	029-301-3171					
目的・趣旨	後期高齢者医療の財政を調整するため、後期高齢者医療広域連合に対して、調整交付金を交付する。							
〔対象団体〕 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という） 〔対象事業〕 広域連合が行う高齢者の医療の確保に関する法律に定める後期高齢者医療 (1) 普通調整交付金 被保険者に係る所得の後期高齢者医療広域連合間における格差による後期高齢者医療の財政の不均衡を是正するため交付。 (2) 特別調整交付金 災害その他特別な事情があるとき交付。 〔補助要件等〕 「前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令」（厚生労働省所管）の規定による。 〔対象経費〕 対象事業に要する経費 〔補助限度額等〕 療養の給付費等（現役並み所得者分の除く）のうち、1/12（普通調整交付金 9/10、特別調整交付金 1/10）を国が負担する。 〔経費負担割合〕								
区 分		国	県	市町村	その他			
(①普通調整交付金)		1/12	—	—	—			
(②特別調整交付金)		(9/10)	—	—	—			
〔令和 7 年度当初予算額〕 令和 7 年 5 月頃決定予定		〔令和 7 年度補助対象団体〕 茨城県後期高齢者医療広域連合						
〔備考〕								